

福井県立美方高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定

令和2年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

【はじめに】

「いじめ防止対策推進法」の施行により、各学校には独自の基本方針策定を求められていますが、もとよりいじめは許されない行為であり、その防止が重要であることは論を俟ちません。以下に定める「美方高等学校いじめ防止基本方針」は、単なるスローガンではなく、教職員一人一人さらには学校全体がその理念を踏まえて、いじめに対する認識を高め、「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」の育成、未然防止、早期発見、事後対応を行うための具体的な拠り所として定めます。

私たち美方高等学校教職員は、これを別に定める「年間計画」や「組織図」と共に活用し、生徒たち一人一人の人権意識の向上や望ましい人間関係に基づく集団作り、安心して学べる雰囲気の醸成、健全で豊かな人間性を育む校風の確立に、よりいっそうの努力を傾注することを決意します。

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及びその解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ、相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取り組み

(1) 人権教育の推進

人権に関するホームルーム活動や講演会等を通じ、自己の大切さとともに他者の大切さをも認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、さらには部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

4 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

5 いじめ防止のための具体的施策

(1) 教育相談体制の充実

ホーム担任による定期的な個別面談等や教育相談担当者による面談を通して、人間関係での悩み等を把握すると同時に、適切な助言やホーム全体への働きかけによって望ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてLTやST、論考や生徒集会、学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師等による講演会を実施し、生徒への注意喚起に努める。

(3) 中学校との連携

年2回の中高連絡協議会の中で、各学校担当者間で留意すべきこと、高校生活への適応に向け、必要事項の情報交換を行う。

(4) いじめの未然防止と早期発見のための取り組み

① 自己チェックシステムの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをホーム担任が確認することにより、いじめ等解決すべき諸問題の早期発見に努める。

② 保護者との連携

発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めるとともに、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の未然防止、早期発見に努める。

③ 外部機関との連携

敦賀警察署（スクールサポーター）や二州地区の各青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

（５）特別な配慮が必要な生徒に関する支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害等の障害のある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

6 いじめの事案対処に向けた取り組み

（１）被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行之、できる限り速やかに、安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等を聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

（２）保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

（３）外部機関との連携

必要に応じて、敦賀警察署（スクールサポーター）や二州地区の各青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら、事案対処に向け最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、福井県県教育委員会および敦賀警察署等と連携する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止および事案対処に関して指導の方策等を協議するために、次に示す「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。なお、本委員会の決定事項は職員会議に報告し、全教職員の共通理解を得るものとする。

《構 成 員》 学校長、教頭、生徒支援部長、教育相談担当教諭、養護教諭、さらに必要に応じて関係教職員（学科主任、学年主任、クラス担任、教科担任、部活動顧問など）を構成員とする。（生徒支援部長が委員長を務める。）

《活 動》 ・ いじめ問題対応の年間計画の作成。

・ 校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定。

・ 学校におけるいじめ問題への取り組みの点検。

《特記事項》 急を要する場合には、校長と教頭のいずれか1名と他の構成員2名で「いじめ対策緊急実務部会」を設置し、いじめの現状把握と指導方針や対策の決定をすることができる。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが発生したとき、次に示す「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

《構 成 員》 生徒支援部長、当該クラス担任、さらに必要に応じて関係教職員（教育相談担当教諭、養護教諭、学科主任、学年主任、クラス担任、教科担任、部活動顧問など）を構成員とする。（生徒支援部長が連絡・調整を行う。）

《活 動》 ・ いじめ事案の情報収集と当該生徒への支援および助言。

・ いじめ事案の継続的な経過観察と確認。

8 いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

9 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

10 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- ① 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取り組みや、いじめの未然防止のための取り組みに関すること。
- ② いじめの早期発見や早期解決に向けた取り組みに関すること。
 - ・ 細目として、環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等を挙げる。

(2) この基本方針は、本校のホームページで公開する。